

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 6 年 3 月 30 日

市川市長 田 中 甲

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 2 0 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、1 0 0 分の 2. 5)」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 4 項及び第 5 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 6 項及び第 7 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 8 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 1 0 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 1 1 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和

8年度までの各年度分」に改める。

附則第13項中「附則第3項、第4項」を「附則第4項」に改める。

附則第14項中「第31項から第33項まで」を「第31項、第32項」に、「第35項」を「第34項」に、「第46項」を「第45項」に改める。

附則第15項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の市川市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。